

## 複合領域コース、編入学及び複数学士号に関する協定書

東京医科歯科大学、東京外国語大学、東京工業大学及び一橋大学は、「四大学連合憲章」に基づき、2001年3月15日に調印された『「複合領域コース」、「編入学」及び「複数学士号」に関する三大学協定書』を一部修正するとともに、研究教育の内容に応じて、相互に緊密に連携し、学生、教員、研究者の交流を活発化させることにより、各大学の研究教育の水準を、より一層向上させることに合意し、次のとおり協定を締結する。

### 1. 「複合領域コース」（特別履修プログラム）の設定

- (1) 一大学では提供できない教育プログラムを、二大学又は三大学又は四大学が、相互に提供するため、「複合領域コース」を設定し、これまでの高等教育機関が育てることのできなかった新しい人材を育成することを目的とする。
- (2) 2年次以上の学科等に所属する学部学生を対象とする。ただし、東京医科歯科大学においては、全学共通科目を修得した学生に限ることとする。
- (3) 履修を希望する学生の募集、選考方法は、各コースごとに定める。
- (4) 学生は、他大学の「特別聴講学生」とし、図書館その他の施設を利用できるものとする。
- (5) 学生が、他大学で取得した単位は、所属大学の単位に換算（単位互換）するものとする。

### 2. 「編入学」の実施

「複合領域コース」を履修している学生に対し、関連した他大学への「編入学」の途を開くものとする。

### 3. 「複数学士号」（dual degree）の創設

関連する二大学の間で、「複合領域コース」を履修した学生に対する「複数学士号」の制度を創設し、これを組織的に推進する。

### 4. 上記2、3の実施に関する共通細目は、別途、定める。

### 5. 上記1～3の実施に関し必要な事項は、関連大学相互に、別途、協定を締結するものとする。

### 6. 上記1～3のほか、さらに、四大学の連携を拡充しようとする場合、又は、本協定の内容に疑義を生じた場合は、四大学において、その都度、協議するものとする。

### 7. 本協定は、2003年4月1日より実施の『「複合領域コース」、「編入学」及び「複数学士号」に関する三大学協定書』に代わるものとして、2005年4月1日より効力を有するものとする。

2005年 4月 1日

|           |       |
|-----------|-------|
| 東京医科歯科大学長 | 鈴木 章夫 |
| 東京外国語大学長  | 池端 雪浦 |
| 東京工業大学長   | 相澤 益男 |
| 一橋大学長     | 杉山 武彦 |